

お客様 各位

2009 年 4 月 23 日

Russell/Nomura 日本株インデックスのルール改定

～ 6.2.3. 銘柄の除外 公開買付における被買収銘柄の取り扱い方法の削除 ～

今般、ラッセル・インベストメント・グループと野村証券金融工学研究センターでは、6.2.3.銘柄の除外の公開買付における被買収銘柄の取り扱い方法について、同ルールが 6.2.3.銘柄の除外の整理銘柄の指定と同旨のため、このルールを削除いたします。

1 . 6.2.3.銘柄の除外 公開買付における被買収銘柄の取り扱い方法の削除

6.2.3.銘柄の除外 公開買付における被買収銘柄の取り扱い方法の主旨が 6.2.3.銘柄の除外 整理銘柄の指定と同旨のため、下記のルールを削除いたします。

- ・ 公開買付における被買収銘柄の取り扱い方法（6.2.3.銘柄の除外）

公開買付によって子会社化が決定した被買収銘柄について、以下のケースに当てはまる場合に、整理銘柄の指定あるいは上場廃止となる前にインデックス構成銘柄から除外することがある。

1. 安定持株比率が極端に高いと推定される（95%以上）
2. 上場廃止基準に抵触する。
3. 買収企業が被買収企業を子会社化後に上場廃止する旨を発表している。

2 . 適用時期

2009 年 4 月 24 日より、このルールを適用します。

詳しくは 4 月 24 日発行の「Russell/Nomura 日本株インデックス インデックス構成ルールブック」を御参照ください。

（ご連絡先）

野村証券金融工学研究センター
インデックス・プロダクツ・グループ
idx_mgr@frc.nomura.co.jp
03-3274-0924